

水道料金減免申請書の書き方

- 1 右上に記入日を記入してください。
- 2 次に申請者の住所、氏名、電話番号を記入し、押印してください。
- 3 図面番号は空欄としてください。
- 4 口径及びメーター番号は、検針時の「水道使用量等のお知らせ」に記してありますが、わからない場合は、空欄でもけっこうです。
- 5 設備場所及び使用者名は、申請者と異なる場合は記入してください。
- 6 修繕依頼年月日と修繕完了年月日を記入してください。
- 7 漏水量、管の種類、修繕完了時指針は空欄でけっこうです。
- 8 破損の状況及び修繕内容を、「どこの部分が（例：土中埋設の管が）」「どのような原因で（例：腐食により）」漏水したかを記入し、「どのように修繕したか（漏水箇所のみ修繕した、新たに露出管で引きなおした等）」修繕内容を記入してください。
- 9 修繕を行った業者に業者名のゴム印と証明印をもらってください。（修繕の事実が無いと減免できません。）
- 10 修繕箇所の写真を添付してください。
- 11 下水道を使用している場合は、別紙の「公共下水道使用料等減免申請書」に、区分、汚水排出量、使用料等の額の欄は空欄と同様に記入してください。

水道料金の減免について

- 1 1年前の同月の使用水量を通常使用分とし、推定水量と認定します。（使用開始後1年未満の場合は前3ヶ月の平均を取ります。）
- 2 減免前の水量から推定水量を引いた残りを漏水水量とします。
- 3 推定水量の3倍までは漏水水量の2分の1を、推定水量の3倍を超え6倍までは漏水水量の3分の2を、推定水量の6倍を超え10倍までは漏水水量の4分の3を、推定水量の10倍を超える分は漏水水量の5分の4を減免いたします。（端数切捨て）
- 4 減免できる期間は、最大3ヶ月分です。
- 5 発見が容易であると判断できる漏水は減免出来ません。（発見後すぐに元栓を締め、修理を依頼するのが前提のため。）
- 6 1年前の使用水量との比較であるため、1年以上漏水修理を行わないでいるとほぼ減免できないこととなります。（早期発見、早期修繕が趣旨であるため。）
- 7 日頃から「水道使用量等のお知らせ」には目を通していただき、漏水の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。
- 8 下水道使用料に関しては、漏水水量の全部を減免します。（下水管に流れていないため。）